

行政不服審査法に基づく指定居宅サービス事業者に対する 不利益処分の変更について

介護保険法第77条及び第115条の9の規定による平成28年7月25日付けの処分について、行政不服審査法第46条第1項の規定により、裁決で当該処分を変更したので公表します。

1 対象事業所

事業者の名称	株式会社 じねん
代表者の名称	代表取締役 飯塚 まり子
事業者(所)の所在地	群馬県前橋市茂木町63番地1
事業所の名称	デイサービスせんじゅ
サービス種類と指定年月日	(介護予防)通所介護 (平成25年12月1日)

2 変更の経緯と理由

処分に対し、事業者から審査請求及び処分執行停止の申し立てがなされたため、行政不服審査法に基づく審理手続きを行ったところ、処分理由の一部について、認められないとの判断が出されたため。

【別紙の資料参照】

3 変更点

	変更前	変更後
処分内容	指定の全部の効力停止3か月	一部停止3か月(新規受入停止)
処分理由	看護職員・生活相談員・介護職員における不正の手段による指定申請	介護職員における不正の手段による指定申請
不正請求額	約3,099千円	約217千円

4 変更後の処分内容

介護保険法第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力停止（新規利用者の受入停止）

5 効力の停止期間

平成29年12月1日から平成30年2月28日まで（3か月）

6 処分の変更新年月日

平成29年10月30日

7 変更後の処分の理由

(1) 不正の手段による指定申請（介護保険法第77条第1項第9号及び第115条の9第1項第8号に該当）

新規指定申請時、常勤として勤務する予定のない介護職員を記載した「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を本市に提出し不正の手段により指定を受けた。

(2) 不正請求と認められるもの（介護保険法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号に該当）

- | | | |
|---------------------------------|-----|----------|
| ①口腔機能向上加算に係る虚偽の実施記録作成による不正請求額 | 3件 | 4,563円 |
| ②通所介護サービスの提供に係る時間短縮の未実施による不正請求額 | 21件 | 212,712円 |

本件に関するお問い合わせ先

介護高齢課 指導係 / 計画係

電話 内線 / 3132
直通 / 027-898-6132